

# 北九州市分別収集計画

令和4年7月

北 九 州 市

# 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

## 1 計画策定の意義

本市では2011（平成23）年に「北九州市循環型社会形成推進基本計画」（本市の一般廃棄物処理計画）を策定し、「循環型」の取組みに「低炭素」と「自然共生」の取組みを加え、“持続可能な都市のモデル”に向けた先駆的な廃棄物行政の取組みを進めてきた。

その結果、市民1人一日当たりの家庭ごみ量削減目標を3年間前倒しで達成するとともに、ごみの減量化・資源化が進んだことから、廃棄物処理に伴って発生するCO<sub>2</sub>排出量も目標値より大幅に削減するなど、成果をあげてきた。

一方で、近年では、プラスチックごみによる海洋汚染や食品ロス、地球温暖化の加速などの世界規模の課題が顕在化しているほか、大規模自然災害の頻発など、環境行政を取り巻く国内外の状況は大きく変化し、新たな対策が必要となっている。

このような状況を踏まえ、2021（令和3）年に、「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」（計画期間：令和3年度から12年度の10年間）を策定し、これまでの取組の方向性は継承しつつ、SDGsの実現や脱炭素社会への貢献といった視点も新たに加えた取組を行うこととしている。

北九州市分別収集計画は、「第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画」及び「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」第8条に基づき、環境保全、資源保護の推進等を目的として、容器包装廃棄物の分別収集及び排出抑制に関する、市民、事業者、行政の役割を明確化し、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- 資源化物を含むごみ排出抑制の促進を第一義とし、次いで再生利用を推進する。
- 市民・事業者・NPO・行政など地域社会を構成する各主体がそれぞれの役割を認識し、連携・協働して環境負荷の軽減を図る。
- 本市の特性を活かした効率的、経済的な循環システムの構築を進める。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

#### 4 対象品目

本計画は、下記左欄の容器包装廃棄物を対象とする。なお、本計画では対象となる容器包装廃棄物の各名称について、下記右欄のように名称を統一して使用することとする。

対象となる容器包装廃棄物	名 称	
主としてスチール製の容器であって飲料及び食料品用の缶	スチール缶	
主としてアルミニウム製の容器であって飲料及び食料品用の缶	アルミ缶	
主としてガラス製の容器であって（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く）飲料及び食料品用のびんのうち	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 無色のもの</li> <li>— 茶色のもの</li> <li>— その他のもの</li> </ul>	無色のびん 茶色のびん その他のびん
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック	
主として段ボール製の容器包装	段ボール	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	白色トレイ（白色の発泡スチロール製食品トレイ） ----- 色トレイ（白色以外の発泡スチロール製食品トレイ） ----- 白色トレイ、色トレイ以外のプラスチック製容器包装

#### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	33,017t	32,823t	32,628t	32,396t	32,163t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のために、「市民」「事業者」「地域団体」「NPO」「行政」など地域社会を構成する各主体が、主体的・協調的などの環境活動に3R・適正処理に取り組み、連携・協働して以下の方策を実施する。

### (1) 市民との連携・協働

- ・環境情報誌「ていたんプレス」や各種 SNS 媒体も活用し、分別の意義や市民の取り組みの効果、ごみ処理の状況などについて、より多くの市民が情報にアクセスしやすくなるようにするとともに、広く情報発信を行う。
- ・環境イベント「エコライフステージ」など市民との連携・協働を通じ実践的な啓発を行うなどして、不必要なものは買わない、物は大切に永く使うなど、従来のライフスタイルからの転換を促す。
- ・家庭でできるごみ減量化や3Rの取組をテーマに講演する「出前講演」を積極的に行う。

### (2) 事業者との連携・協働

- ・排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、事業者訪問やごみ処理施設への不適物搬入対策による適正処理など、様々な観点から、事業系ごみの減量化・資源化に向けた取組を実施する。
- ・プラスチック製容器包装やペットボトルなどの製造・販売事業者が相互に連携して行う自主回収の動きが広まってきていることを踏まえ、実証や回収に向けて積極的に協力することで、市民意識の向上や回収量の増加を目指す。

### (3) プラスチックごみ対策

- ・市民にプラスチックごみ問題の現状を正しく理解してもらい、エコバッグやマイボトルの使用、プラスチック製容器包装の分別の徹底など、個人でもできる身近な取組みを様々な機会を通じて周知し、市民意識の向上を図る。
- ・プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、プラスチック使用製品の分別収集・リサイクルを実施する。

### (4) 地域団体・NPO・事業者の環境活動の推進

- ・市民や地域団体、NPOが取組む集団資源回収等の環境活動などへの支援を行うとともに、積極的に環境活動に取り組んでいる市内で活動する個人、市民団体、NPO、学校、事業者などを表彰し、ごみの減量やリサイクル等の取組みを全市的な市民運動として推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。また、収集に係る分別の区分は下記右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物	収集に係る分別の区分
スチール缶 アルミ缶	かん・びん
無色のびん 茶色のびん その他のびん	
ペットボトル	
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装
白色トレイ	紙パック・トレイ
色トレイ	
紙パック	
段ボール	古紙

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール缶	624t		621t		617t		613t		608t	
アルミ缶	1,185t		1,178t		1,171t		1,162t		1,154t	
無色のびん	(合計) 857t		(合計) 852t		(合計) 847t		(合計) 841t		(合計) 835t	
	(引渡)量 0t	(独自処理)量 857t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 852t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 847t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 841t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 835t
茶色のびん	(合計) 1,023t		(合計) 1,017t		(合計) 1,011t		(合計) 1,003t		(合計) 996t	
	(引渡)量 0t	(独自処理)量 1,023t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 1,017t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 1,011t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 1,003t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 996t
その他のびん	(合計) 542t		(合計) 538t		(合計) 535t		(合計) 531t		(合計) 528t	
	(引渡)量 542t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 538t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 535t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 531t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 528t	(独自処理)量 0t
ペットボトル	(合計) 1,692t		(合計) 1,682t		(合計) 1,672t		(合計) 1,660t		(合計) 1,649t	
	(引渡)量 946t	(独自処理)量 746t	(引渡)量 940t	(独自処理)量 742t	(引渡)量 1,672t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 1,660t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 1,649t	(独自処理)量 0t
プラスチック製容器包装	(合計) 5,505t		(合計) 5,472t		(合計) 5,440t		(合計) 5,400t		(合計) 5,361t	
	(引渡)量 5,449t	(独自処理)量 56t	(引渡)量 5,417t	(独自処理)量 55t	(引渡)量 5,385t	(独自処理)量 55t	(引渡)量 5,346t	(独自処理)量 54t	(引渡)量 5,307t	(独自処理)量 54t
うち 白色 トレイ	(合計) 28t		(合計) 28t		(合計) 28t		(合計) 27t		(合計) 27t	
	(引渡)量 28t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 28t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 28t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 27t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 27t	(独自処理)量 0t
うち 色 トレイ	(合計) 46t		(合計) 45t		(合計) 45t		(合計) 45t		(合計) 44t	
	(引渡)量 45t	(独自処理)量 1t	(引渡)量 44t	(独自処理)量 1t	(引渡)量 44t	(独自処理)量 1t	(引渡)量 44t	(独自処理)量 1t	(引渡)量 43t	(独自処理)量 1t
紙パック	126t		125t		124t		123t		122t	
段ボール	0t		0t		0t		0t		0t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= R1 \text{ 年度の特 定 分 別 基 準 適 合 物 の 実 績 量 } \times \text{ 人 口 比 率 ( 対 R1 年 度 比 )}$$

※直近のR2及びR3年度の実績量は新型コロナウイルス感染拡大の影響による特異値である可能性があるため、R1年度の実績量を使用して算定している。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収 集 ・ 運 搬	選別・保管等
スチール缶	かん・びん	市の委託業者	市の委託業者
アルミ缶			
無色のびん			
茶色のびん			
その他のびん			
ペットボトル	ペットボトル	市の委託業者	市の委託業者
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		
白色トレイ	紙パック・トレイ		
色トレイ			
紙パック	古紙	住民団体による集団回収	民間業者
段ボール			

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理 (処理能力)	
スチール缶	かん・びん	袋	パッカー車	・日明かんびん資源化センター (32.59t / 5h)  ・本城かんびん資源化センター※ (63t / 5h)  ・新門司工場 (選別・圧縮) (ストックヤード)  ・株式会社ビートルエンジニアリング 若松第2工場 SRC (40.1t / 8h)	
アルミ缶					
無色のびん 茶色のびん その他のびん					
ペットボトル					ペットボトル
プラスチック製容器包装					プラスチック製容器包装
白色トレイ	紙パック・トレイ	回収ボックス	パッカー車	株式会社ビートルエンジニアリング 若松第2工場 SRC (40.1t / 8h)	
色トレイ					
紙パック					
段ボール	古紙	縛る	平ボディ車	—	

※本城かんびん資源化センターは、今後建て替え予定

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### ○ かん・びん、ペットボトルのリサイクル

分別が容易で分かりやすく、制度として定着しており、市民の協力もあって高い分別率を維持している。今後も、分別方法について分かりやすく周知し、さらなる回収量の増加を目指す。

### ○ プラスチックのリサイクル

プラスチック製容器包装に対する分別意識の向上とリサイクルの一層の推進を図るための広報や、分別からリサイクル、再生品の製造までを見学するバスツアーの実施など、分かりやすく効果的な周知等を行う。

また、プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、プラスチック使用製品のリサイクルを実施する。

○ 紙パック、トレイのリサイクル

トレイについては、プラスチック製容器包装としても分別できるが、単独で収集されれば、再びトレイとしてリサイクルできることを周知するなど、質の高いリサイクルを推進する。

また、紙パックについては、上質な紙資源であるとともに、小中学校の児童・生徒たちが分別した給食用牛乳パックを、市内の事業者がリサイクルする仕組みを構築している。自分たちが分別したものが資源としてリサイクルされているという成果を分かりやすく理解することで、家庭での分別促進にもつながるような取組みを進める。

○ 一般廃棄物の広域的な受入れ

本市では、連携中枢都市圏である「北九州都市圏域」における中核都市として、地域全体の環境保全・循環型社会の構築に向け、地域内の都市からの要請に基づき、一般廃棄物の広域的な受入れを実施することとしている。

受入れにあたっては、本市との間で無期限の基本協定を締結するとともに、本市と同等またはそれ以上のリサイクルとごみの減量努力を行うよう求めている。

○ SDGs の達成に向けた取り組み

2015年9月、国連の全加盟国が合意し、持続可能な社会づくりに向け2030年までに達成する目標として、SDGsが定められた。

本市においても、市民や企業、団体などと連携し、市一丸となって、かんびんやペットボトル、プラスチック製容器包装の分別収集及びリサイクルの推進など、循環型社会の実現に向けた取組を推進することにより、SDGsの達成に向けて取り組んでいく。